

令和 年 月 日

保護者の皆様

東広島市立〇〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

学習用タブレットPC使用に係る同意書の記入について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校教育の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、学習用タブレットPCを使用するにあたり、昨年度は主に機器の持ち帰りについてのご同意をお願いしておりましたが、今年度は併せてクラウドサービスの利用に伴う個人情報蓄積等についても、ご同意をいただくよう内容を変更しております。

つきましては、別紙「タブレット活用のルール」をご確認いただき、学習用タブレットPC利用に係る同意書にご記入、ご捺印いただきますようご協力をお願いいたします。

同意書

東広島市教育委員会が所有する学習用タブレットPC等（学習用タブレット、充電用ケーブル、アダプタ）の貸与を受け、学習用タブレットPC等（以下、「タブレット等」という。）やクラウドサービスを利用するに当たって、学校からの指示事項を厳守するとともに、下記の事項について理解し、在学期間を通して同意します。

記

- 1 タブレット等は、適切な管理の下に使用します。
- 2 タブレット等は、学校から使用を許可されたアプリケーションソフトだけを使い、学校教育活動に係る学習以外には、使用しません。
- 3 タブレット等を譲渡し、貸与し、又は担保に供しません。
- 4 タブレット等を紛失、毀損及びその他の理由により正常な状態で返還できない場合は、その経緯を、学校を通じて東広島市教育委員会に報告します。
- 5 タブレット等の利用及び返却は、学校及び東広島市教育委員会の指示に従います。
- 6 タブレット等の家庭への持ち帰り利用により生じた事故及びトラブル等については、家庭において責任をもって対応します。
- 7 氏名、校名、学年、クラス、写真などの個人情報が、端末やクラウドサービスへ蓄積されること（クラウドサービス提供事業者は、蓄積した情報を第三者に提供することはありません。）を理解してタブレット等を使用します。
- 8 誹謗中傷や脅迫に関する書込み、不正アクセスなど、不適切な利用があった場合、学校及び東広島市教育委員会は、事前に対象者へ連絡し、操作履歴などを確認する場合がありますことを理解してタブレット等を使用します。

令和 年 月 日

東広島市教育委員会 殿
(東広島市立_____学校)

(貸与を受ける者)

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

「タブレットの使い方つかかたのルール」

東広島市立〇〇小学校

学習がくしゅうすることがよく分かったり、さらにいろいろなことを学習がくしゅうしたりするために、タブレットを上手じょうずに使うことが大切です。タブレットは、みなさんの学習がくしゅうに役立やくだてるための道具どうぐです。便利べんりな道具どうぐですが、心配しんぱいされることもたくさんあります。そのため、「タブレットの使い方つかかたのルール」を決きめました。このルールを守まもってタブレットを使つかいましょう。

【目的もくてき】

学校がっこうで貸し出かすタブレットは、学習がくしゅうのために使つかいます。
学習がくしゅう以外いがいのことに使つかってははいけません。

【持ち帰もかえることができるもの】

・学習がくしゅう用ようタブレット・充じゅう電でん用ようケーブル、アダプタ

※持ち帰もかえったタブレットは、次つぎに登とう校こうする日ひに学校がっこうに持もってきましょう。

【注意ちゅうい事項じこう】

- 1 先生せんせいから伝つたえられたアプリあぷりだけを使つかいましょう。
- 2 家いえのWi-Fiワイファイにつなぐときは、お家うちの人ひとと一緒いっしょに行いきましょう。
(もし、知しらないサイトさいとやあやしいサイトさいとに入はいってしまったときは、すぐにお家うちの人ひとに知しらせましょう。)
- 3 学習がくしゅうに関かん係けいのないサイトさいとをみたり、SNSエスエヌエスを使つかったりしてはいけません。
- 4 なくしたり、こわしたりしないように気きを付つけましょう。
 - (1) 汚よごれた手てでさわってはいけません。
 - (2) 使つかうときは、周まわりに食たべ物ものや飲のみ物ものなどを置おいてはいけません。
 - (3) 持もったままま、走はしったり、地じ面めんに置おいたりしてはいけません。
 - (4) カバンの下したに置おいたり、カバンの底そこに入いれたりしてはいけません。
 - (5) 登とう下げ校こう中ちゅうは、タブレッたぶレッれトとをカバンかばんから出だしてはいけません。
 - (6) 日に光こうの下もとやスすトとブぶの近ちかくには置おいてはいけません。
 - (7) 画が面めんは、指ゆびで触ふれるか決きめられたペンぺんを使つかいましょう。みなさんが学がく習しゅうで使つかう鉛えん筆ぴつやペンぺんで画が面めんに触ふれてはいけません。
 - (8) 画が面めんに磁じ石しやくを近ちかづけてはいけません。
 - (9) 充じゅう電でんするときは、ケけーぶルるのつなめぎ目めの部ぶ分ぶんをつまめんでタブレッたぶレッれトとにつなめぎまめしょう。外はずす時ときも同おなじです。
 - (10) 家いえでは、お家うちの人ひとから見みえるところところに置おきましょう。

- (11) 家で正しく動かなくなったりこわれたりした場合は、お家の人にそのようになった原因や様子を連絡帳に書いてもらい、学校が始まる日に届けましょう。
- (12) 学校に置いておく場合は、各教室の充電保管庫を使いましょう。
- ※ 正しく動かなくなったりこわれたりしたとき、理由によっては、修理するお金をはらってもらう場合があります。

5 健康のために、使い方に気を付けましょう。

- (1) 正しい姿勢で、画面に近づきすぎないようにしましょう。
- (2) 30分に一度は遠く景色を見るなど、ときどき目を休めましょう。
- (3) 使用する時間は、家の人とよく話し合い、長い時間使わないようにしましょう。
- (4) 寝る前30分は、使わないようにしましょう。

6 人の気持ちを考えた使い方をしましょう。

- (1) 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりしてはいけません。
- (2) カメラで誰かを撮るときは、勝手に撮ってはいけません。
必ず、撮る相手の許可をもらいましょう。

7 個人情報、人に教えてはいけません。

- (1) タブレットをほかの人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- (2) 自分やほかの人の個人情報（名前や住所、電話番号など）は、インターネット上に絶対にのせてはいけません。
- (3) アカウント情報（IDやパスワード）をほかの人に教えてはいけません。
(それぞれの家で、大事に保管してください。)

8 データの保存や設定の変更

- (1) タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習で先生が許可したものしか保存してはいけません。
- (2) 先生の許しをもらわずに、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定を変えてはいけません。
- (3) USBメモリなど、別の装置や機器をつないではいけません。

9 使用の制限

「タブレットの使い方のルール」をやぶった場合や、学校の事情などによりやむを得ないときは、タブレットの貸出をやめることがあります。

<参考>タブレットにインストールしてある主なソフトウェア（オフラインで使用できます）

ソフトウェア名	主な学習活動例
MicrosoftOffice	文書作成（Word）、表計算（Excel）、スライド作成（PowerPoint）
STUDYNOTE10	文書作成、課題提出
デジタルドリル	ドリル学習（小：タブレットドリル 中：eライブラリ）
ピクチャーキッズ	お絵かき、カード作成、スライド作成、QRコードの読み取り
デージーピックス	画像編集、QRコードの読み取り